

⇒第8編⇒⇒

雜 則



## ○東京都市町村公平委員会共同設置規約

（昭和42年4月1日）  
（都知事届出）

改正	昭和42年7月1日	昭和44年7月1日
	昭和46年2月1日	昭和47年2月1日
	昭和47年8月1日	昭和48年7月1日
	昭和49年8月1日	昭和50年11月1日
	昭和51年5月1日	昭和51年11月1日
	昭和63年9月1日	平成元年12月1日
	平成3年11月1日	平成4年4月1日
	平成5年9月1日	平成7年9月1日
	平成11年6月1日	平成11年8月18日
	平成12年8月18日	平成14年5月9日
	平成15年4月22日	平成16年4月13日
	平成24年12月6日	平成26年3月14日
	平成27年5月29日	平成29年3月27日

（共同設置する地方公共団体）

第1条 別表に掲げる市町村および一部事務組合（以下「関係団体」という。）は、共同して公平委員会を設置する。

（名称）

第2条 この公平委員会は、東京都市町村公平委員会（以下「委員会」という。）という。

（委員会の執務場所）

第3条 委員会の執務場所は、東京都府中市新町二丁目77番地の1東京都市町村職員退職手当組合（以下「代表団体」という。）事務所内とする。

（委員の選任方法）

第4条 委員会の委員は、あらかじめ関係団体の長および関係団体の議会の議長が協議により定めた委員の候補者について、代表団体の長は、その議会の同意を得て選任する。

2 代表団体の長は、前項の規定による委員の選任の結果について、すみやかに関係団体の長に通知しなければならない。

（事務職員）

第5条 委員会の事務職員の定数は、関係団体の長の協議を経て定めなければならない。

（経費の負担）

第6条 委員会に要する経費の負担の額および納入の時期等については、関係団体

の長が協議して定める。ただし、委員会に要する経費のうち、もっぱら特定の関係団体（以下「特定団体」という。）にかかわる地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第2項第1号および第2号に掲げる事務を処理するために要する経費は、代表団体の長と特定団体の長との協議により、特定団体が負担する。

（委員会に関する予算）

第7条 委員会に関する予算は、代表団体の特別会計とする。

（委員会に関する決算報告）

第8条 代表団体の長は、委員会に関する決算を議会の認定に付したときは、その結果を関係団体の長に通知しなければならない。

（関係団体の職員に関する諸規程）

第9条 関係団体が、職員に関する条例、規則その他の規程を制定し、または改廃したときは、関係団体の長は、すみやかにこれを委員会に通知しなければならない。

（委員会の事務に関する関係団体の諸規程）

第10条 委員会の事務の管理および執行に関する条例、規則その他の規程については、関係団体の長は、これを相互に調整するように努めなければならない。

（委員の身分取扱いに関する諸規程）

第11条 代表団体が、委員の報酬、費用弁償の額および支給方法その他委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、または改廃する場合には、代表団体の長は、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

- 2 前項の規定により条例、規則その他の規程を制定し、または改廃したときは、代表団体の長は、すみやかにこれを関係団体の長に通知しなければならない。
- 3 関係団体の長は、前項の規定による通知を受けたときは、すみやかにこれを公表しなければならない。

（委員の罷免等）

第12条 代表団体の長は、法第9条の2第6項の規定により委員を罷免しようとするときは、議会の同意を得る前に第4条第1項の例により協議しなければならない。

- 2 前項の規定による協議は、委員の退職につき承認を与える場合において準用する。

（補則）

第13条 この規約に定めるものを除くほか、委員会の事務に関し必要な事項は、

関係団体の長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 第9条の規定にかかわらず関係団体の長は、この規約施行の際、現に存する職員に関する条例、規則その他の規程を委員会に通知しなければならない。
- 3 関係団体にかかわる法第8条第2項第1号および第2号に掲げる業務で、規約施行の日において現に東京都人事委員会が処理中のものについては、委員会は関与しない。

附 則（昭和42年7月1日）

この規約は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則（昭和44年7月1日）

この規約は、昭和44年7月1日から施行する。

附 則（昭和46年2月1日）

この規約は、昭和46年2月1日から施行する。

附 則（昭和47年2月1日）

この規約は、昭和47年2月1日から施行する。

附 則（昭和47年8月1日）

この規約は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則（昭和48年7月1日）

この規約は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則（昭和49年8月1日）

この規約は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則（昭和50年11月1日）

この規約は、昭和50年11月1日から施行する。

附 則（昭和51年5月1日）

この規約は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則（昭和51年11月1日）

この規約は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則（昭和63年9月1日）

この規約は、昭和63年9月1日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年12月1日）

この規約は、平成元年12月1日から施行し、平成元年5月15日から適用する。

附 則（平成3年11月1日）

この規約は、平成3年11月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

この規約は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年9月1日）

この規約は、平成5年9月1日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成7年9月1日）

この規約は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成11年6月1日）

この規約は、平成11年6月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成11年8月18日）

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年8月18日）

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成14年5月9日）

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年4月22日）

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年4月13日）

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成24年12月6日）

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、平成24年5月1日から適用する。

附 則（平成26年3月14日）

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則（平成27年5月29日）

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月27日）

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

別表

公平委員会を共同設置する市町村及び一部事務組合

国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市  
稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩  
町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村  
小笠原村 東京都島嶼町村一部事務組合 瑞穂斎場組合 湖南衛生組合 西多  
摩衛生組合 多摩川衛生組合 東京都市町村職員退職手当組合 羽村・瑞穂地区  
学校給食組合 西秋川衛生組合 東京都三市収益事業組合 多摩ニュータウン環  
境組合 福生病院組合 稲城・府中墓苑組合 柳泉園組合 多摩六都科学館組合

## ○東京都市町村議会議員公務災害補償等 組合格約

（昭和43年2月29日）  
（総行地収第124号許可）

改正 昭和46年3月22日総行地収第262号許可  
昭和47年3月25日総行地収第136号許可  
昭和47年9月21日総行地第 477号許可  
昭和49年8月28日総行地第 327号許可  
昭和51年12月1日総行地第 502号許可  
昭和55年7月19日総行地第 456号許可  
平成3年11月1日総行地第 546号許可  
平成4年4月1日総行地第 965号許可  
平成7年9月1日総行地第 479号許可  
平成18年3月24日総行市第 1061号許可  
平成19年5月7日総行市第 98号許可  
平成24年4月1日総行市第 823号許可  
平成24年11月30日総行市第 423号許可  
平成26年3月17日総行市第 554号許可  
平成27年6月8日総行市第 75号許可  
平成28年5月25日総行市第 74号許可

### 第1章 総則

（名称）

第1条 この組合は、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合（以下「組合」という。）という。

（構成団体）

第2条 組合は、別表第1に掲げる地方公共団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第3条 組合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき構成団体の議会の議員の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する事務を共同処理する。

（事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、東京都府中市新町二丁目77番地の1に置く。

## 第2章 組合の議会

（議員の定数及び選挙の方法）

第5条 組合の議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の定数は5人とし、別表第2に掲げる構成団体（以下この条において「選挙区団体」という。）の議会の議長が選挙区団体の議会の議長のうちから同表の選挙区定数の欄に掲げる選挙区定数を選挙する。

（議員の任期）

第6条 議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 議員が構成団体議会の議長の職を失ったときは、その職を失う。

（補欠選挙）

第7条 議員に欠員を生じたときは、すみやかに補欠選挙を行わなければならない。

（議長及び副議長）

第8条 議会は、議員のうちから議長及び副議長1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

## 第3章 組合の執行機関

（管理者、副管理者及び会計管理者）

第9条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

2 管理者は、東京都町村議会議長会会長の職にある者をもって充て、副管理者は、議会において構成団体の議長（議員である者を除く。）のうちから選挙する。

3 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。ただし、構成団体の議会の議長の職を失ったときは、その職を失う。

4 副管理者が欠けたときは、すみやかに第2項の規定により選挙を行わなければならない。

5 組合に会計管理者を置き、管理者が任免する。

（管理者の職務代理）

第10条 管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

2 管理者及び副管理者ともに事故があるとき、又は欠けたときは、次条第2項に



規定する事務局長がその職務を代理する。

（事務局の設置及び職員）

第11条 組合の事務を処理するため、組合に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置き、管理者が任免する。

（監査委員）

第12条 組合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、議員及び識見を有する者のうちから、それぞれ管理者が議会の同意を得て選任する。

3 監査委員の任期は、議員のうちから選任された者にあつては議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては3年とする。

#### 第4章 組合の経費及び資産

（経費の支弁方法）

第13条 組合の経費は、次の各号に掲げる収入をもって支弁する。

- (1) 構成団体の負担金
- (2) 組合の財産から生ずる収入
- (3) その他の収入

（負担金）

第14条 前条第1号に掲げる負担金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 普通負担金 組合の業務に要する経費（次号に掲げるものを除く。）に充てるための構成団体の負担金
- (2) 特別負担金 公務上の災害の認定及び不服申立の審査に要する経費に充てるための特定の団体の負担金

2 前項の普通負担金及び特別負担金の額、負担方法及び納入の方法は、別に条例で定める。

（資産の管理）

第15条 組合の資産は、管理者が管理し、現金は、最も確実かつ有利な方法により保管するものとする。

#### 附 則

- 1 この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この規約により共同処理の対象となる補償は、昭和42年12月1日以後に組織市町村の議会の議員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合（昭和42年

12月1日前の公務上の負傷又は疾病により昭和42年12月1日以後に障害となり、又は死亡した場合を除く。）におけるこれらの災害に係る補償とする。

- 3 管理者が、選挙されるまでの間は、東京都市町村議会議長会会長が管理者の職務を行なう。
- 4 組合設立の初年度に限り、組織市町村は、第13条及び第14条に規定する負担金のほか、補償を行なうための当初の準備資金を別に条例で定めるところにより負担しなければならない。

附 則（昭和46年3月22日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和47年3月25日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和47年9月21日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和49年8月28日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。ただし、題名、第1条及び第3条の改正規定は、昭和48年12月1日から適用する。

附 則（昭和51年12月1日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和55年7月19日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成3年11月1日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成4年4月1日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成7年9月1日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成18年3月24日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年5月7日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成19年4月1日から適

用する。

附 則（平成24年4月1日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成24年11月30日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成26年3月17日許可）

この規約は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「阿伎留病院組合」を「阿伎留病院企業団」に改める部分に限る。）及び別表第2第1区の項の改正規定は、平成25年8月1日から適用する。

附 則（平成27年6月8日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年5月25日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

別表第1

構成団体

福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市  
羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町 利  
島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村  
阿伎留病院企業団 瑞穂斎場組合 柳泉園組合 湖南衛生組合 西多摩衛生組  
合 多摩川衛生組合 小平・村山・大和衛生組合 青梅、羽村地区工業用水道  
企業団 羽村・瑞穂地区学校給食組合 東京都三市収益事業組合 西秋川衛生  
組合 多摩ニュータウン環境組合 秋川流域斎場組合 福生病院組合 稲城・  
府中墓苑組合 多摩六都科学館組合

別表第2

組會議員選挙区及び議員定数

	選挙区	選挙区定数
第1区	福生市 羽村市 あきる野市 阿伎留病院企業団 西多摩衛生組合 青梅、羽村地区工業用水道企業団 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 福生病院組合	1
第2区	東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 柳泉園組合 湖南衛生組合 小平・村山・大和衛生組合 多摩六都科学館組合	1
第3区	狛江市 多摩市 稲城市 多摩川衛生組合 東京都三市収益事業組合 多摩ニュータウン環境組合 稲城・府中墓苑組合	1
第4区	瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 瑞穂斎場組合 秋川流域斎場組合	1
第5区	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村	1